



伐採対象樹木	
記号	名称
①	イチヨウ
②	ヒノキ
③	クスノキ (2 股の樹木)
④	ブナ
⑤	ヒノキ
⑥	クスノキ (2 股の樹木)
⑦	クスノキ

特記事項

- ・ 伐採対象樹木はすべて根元(地面から20cm程度)で伐採する
- ・ 伐採後の切り株には除草剤を散布すること
- ・ エリア内の剪定した枝等についてもすべて撤去処分する
- ・ 対象樹木は、現地にテープで印をつけてあるので確認の上、伐採を行う
- ・ 伐採により発生した廃材については、処分場にて適正に処分すること
- ・ 敷地外に出ている樹木について、敷地境界から1m内側まで剪定を行う(一部2m内側)
- ・ 伐採・剪定する前に担当者と協議のうえ着手すること

東馬詰集会所周辺樹木伐採・剪定業務 配置図	鳴門市企画総務部 総務課
--------------------------	-----------------